



中から該当するものを全て記載すること。

- 8 「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備(専用線・データファイバ、海底ケーブル、その他)」、「伝送交換設備(L2SW、L3SW・ルータ、基地局制御装置、中継・制御装置、網終端装置、その他)」、「サーバ(認証・呼制御サーバ、アプリケーションサーバ、その他)」、「付属設備」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 9 「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正(設定変更、バージョンアップ、その他)」、「ケーブル修復」、「系切替え」、「設備の再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。
- 10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 11 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第58条第2項第1号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。
- 12 「影響を与えた電気通信役務」の欄は、施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。
- 13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。